

広島県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年五月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道志和口向原線	安芸高田市向原町有留字阿部ヶ峠一九〇五番一地从先から安芸高田市向原町有留字阿部ヶ峠一九〇六番一地从先まで	平成二〇年五月一日